

海老名市立有馬小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改訂

1

いじめの防止等に関する基本的な考え方

～すべての児童が尊重され、自分らしく過ごせるように～

◆本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、教職員のいじめに対する意識を常に高くもち、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

◆いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってはけません。

◆学校及び職員の責務

海老名市「ひびきあう教育」の理念の元、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）、「海老名市いじめ防止条例」に基づき、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2

いじめ防止のための学校組織

～「いじめ防止対策委員会」の設置～

◆「いじめ防止対策委員会」

いじめの防止、いじめの早期発見及び早期対応等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を特別委員会として設置し、いじめと疑われる相談・通報があった場合には会議を緊急開催します。

◆構成メンバー

構成メンバー：校長、教頭、教務担当、児童指導担当、学年代表、養護教諭、教育支援コーディネーター等

※ 事案内容等に応じて、専門家（学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参加を柔軟に検討します。

◆活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画の立案・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

3

いじめの防止等に関する取り組み

～未然防止・早期発見・継続的指導～

◆いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童相互と教職員の間で日頃から信頼関係を築き、いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めます。
- ・クラスや学年を越えて、全職員で児童を育てる体制づくりに努めます。
- ・児童一人ひとりを大切にする人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導や道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・職員会議で定期的に「海老名市立有馬小学校いじめ防止基本方針」を全職員で確認します。
- ・毎年、全職員で、いじめ防止のための効果的な指導に関する研修を実施します。

◆いじめの早期発見、早期解決のための取り組み

- ・いじめの兆候をいち早く把握し迅速に対応するために、日頃から児童とのコミュニケーションを大切にし、職員間の児童に関する情報共有や保護者との教育相談等の機会を通して、よりきめこまかな実態把握に努めます。
- ・いじめに関する生活アンケートを学期に1回実施し、結果を全職員で共有します。
- ・いじめに係る相談を受けた場合には 速やかに組織で事実の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ児童とともに再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめの当事者間の争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、海老名市教育委員会及び警察署等と連携して（通報含む）対処します。

◆インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネットを通じて発信される情報の特性（高度の流通性や発信者の匿名性等）を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報モラル教育や携帯スマホ安全教室等を通して啓発活動を行います。

4

重大事態への対処

～組織で緊急対応～

◆重大事態事案対応

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、海老名市教育委員会を通じて市長へ報告し、海老名市教育委員会と協議の上、「いじめ防止対策委員会」を校内緊急対応チームとして機能させ、迅速に調査に着手します。

※ 構成メンバーについては、通常時の構成メンバーに加え、専門家等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。海老名市教育委員会と検討し、校長が任命します。

◆活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・海老名市教育委員会への調査結果報告